

多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所
で発電する電気の売却先に関する
事業者公募要項

令和 5 年 10 月

東京都交通局

目次

1 趣旨	1
2 本公募に係る公表資料の構成	1
3 選定方式	1
4 参加者の資格	1
5 失格要件	2
6 日程	3
7 東京産水力発電由来の電気の売却に関する事項	3
7.1 対象発電所	3
7.2 料金構成	4
7.3 売却期間	4
7.4 仕様書	4
7.5 約款	4
8 対象所有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項	4
8.1 対象所有施設	4
8.2 電気料金の構成	4
8.3 供給期間	4
8.4 供給条件	4
8.4.1 東京産水力発電由来の電気の環境価値の取扱い	5
8.4.2 対象所有施設の消費電力量	5
8.4.3 供給期間中における対象所有施設の追加等への対応	5
8.4.4 電気料金	5
9 その他の条件	6
9.1 記録の提出	6
9.2 法制度の変更に伴う対応	7
9.3 環境価値の活用提案内容の実現	7
10 参加申込	7
10.1 期間	7
10.2 提出方法	7
10.3 提出先	7
10.4 提出書類	7
10.5 参加資格確認結果の通知	8
11 質問の受付・回答方法	8
11.1 質問の方法	8

1 1. 2	受付期間	8
1 1. 3	提出先	8
1 2	提案書類の提出	8
1 2. 1	提案書類の提出期限	8
1 2. 2	提出方法	8
1 2. 3	提出先	8
1 2. 4	提出書類	9
1 2. 5	その他	9
1 3	買受人候補の選定	10
1 3. 1	選定手続	10
1 3. 2	審査方法	10
1 3. 3	ヒアリング	10
1 3. 4	審査結果の通知	10
1 4	その他の留意事項	10
	別添	11
	様式 1	12
	様式 2	13
	様式 3-1	14
	様式 3-2	15
	様式 3-3	19
	様式 4	20
	様式 5	21
	様式 6	22

1 趣旨

この公募要項は、多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気（以下、当該電気に付随する環境価値（非FIT非化石）と合わせて「東京産水力発電由来の電気」という。）の令和6年度以降の売却先を選定するために実施する公募（以下「本公募」という。）に際し、売却先に選定された事業者（以下「買受人」という。）が東京産水力発電由来の電気の一部を東京都交通局（以下「当局」という。）によって指定された都有施設（以下「対象都有施設」という。）に供給することも条件に加え、必要な事項を定めたものである。

本公募は、買受人を通じて、東京産水力発電由来の電気が都内において十分に活用されるとともに、当局における再生可能エネルギーの率先活用を実現し、その取組状況を事業者や都民等へ周知することで都内における再生可能エネルギーの普及・拡大に貢献することを趣旨とする。

2 本公募に係る公表資料の構成

本公募に係る公表資料は、以下のとおり（以下、①から⑦までを総称して「公募要項等」という。）

- ① 公募要項
- ② 別添「審査基準」
- ③ 資料1「対象都有施設の一覧」
- ④ 資料2「対象都有施設別の需要電力量実績」
- ⑤ 資料3「供給価格算定用需要電力量データ」
- ⑥ 多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却仕様書（以下「売却仕様書」という。）
- ⑦ 電気売却契約書約款

3 選定方式

公募型プロポーザル方式を採用する。

4 参加者の資格

本公募に参加できる者（以下「参加者」という。）は、以下の（1）から（7）までの事項の全てを満たすものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付

17 交資第 1711 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、当局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。) にない者であること。
- (4) 東京都交通局契約関係暴力団対策措置要綱(平成 22 年 11 月 8 日付 22 交資第 1377 号) 第 3 条第 1 項に規定する排除期間中でない者であること。
- (5) 本公募に参加しようとする者の間に、以下のアからエまでのいずれかに該当する者(東京都物品買入等競争入札参加登録事項にいう「関係する会社等」に該当する者) がいないこと。
 - ア 親会社等と子会社等の関係にある場合
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (7) 令和 2 年度から令和 4 年度までの各年度における供給電力量実績が 155,000MWh 以上であること。
- (8) 2 名以上の者が共同して参加すること(以下「グループ参加」という。) もできる。その場合には、本公募に関する代表者を定めておくこと。

また、グループ参加の参加者の全てが(1) から(6) までの事項を満たすこと。
(7) についてはグループ参加の参加者の合計で満たすこと。
なお、グループ参加の参加者は、参加グループ以外で本公募に参加することはできない。

5 失格要件

以下の(1) から(10) までのいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 4 の参加者の資格要件を満たさない場合
- (2) 参加者が 6 の(6) に示す期間に当局へ書類を提出する日時点で、当局における令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目 201「ライフライン」に登録されている者であることが確認できない場合
- (3) 提出書類の提出方法、提出日等がこの公募要項に適合していない場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 参加者が 1 kWh 当たりの東京産水力発電由来の電気に対して当局に支払う消費税等相当額を含まない料金として提案書(様式 3-1) に記載した価格(以下「買取

単価」という。)が、当局設定の価格(非公表)未満となる場合

- (6) 参加者が対象都有施設に電気を小売供給する際の1kWh当たりの電気そのもの及びそれに付随する環境価値の対価として提案書(様式3-1)に記載した価格(以下「供給価格」という。)が、当局設定の価格(非公表)を超える場合
- (7) 環境価値の活用について、提案書(様式4及び様式5)及びヒアリングにおいて具体的な提案が無かった場合
- (8) 経営の安定性について、一定の水準を満たさない場合
- (9) 6に示すヒアリングに参加しなかった場合
- (10) その他不正な行為があった場合

6 日程

項番	内容	日程
(1)	公募要項等の公表	令和5年10月18日(水曜日)
(2)	参加申込書類の提出	令和5年10月18日(水曜日)から 10月31日(火曜日)午後4時まで
(3)	参加申込の確認通知	令和5年11月6日(月曜日)まで
(4)	質問票の提出	令和5年11月7日(火曜日)から 11月13日(月曜日)午後4時まで
(5)	質問の回答	令和5年11月20日(月曜日)
(6)	提案書類の提出	令和5年12月5日(火曜日)午前9時から 12月11日(月曜日)午後4時まで
(7)	ヒアリング	令和5年12月下旬(予定)
(8)	買受人の決定	令和6年1月下旬(予定)

7 東京産水力発電由来の電気の売却に関する事項

7.1 対象発電所

多摩川第一発電所、白丸発電所及び多摩川第三発電所

7.2 料金構成

東京産水力発電由来の電気の売却に対する対価の料金構成は、全従量制とする。

7.3 売却期間

令和6年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

7.4 仕様書

売却仕様書を適用し、買受人に売却する。

7.5 約款

当局と買受人とは電気売却契約書約款を適用して契約する。

8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項

8.1 対象都有施設

対象都有施設は、資料1に示す自動車営業所（20か所）及び都電荒川線関連施設（都電荒川線荒川電車営業所・保守庁舎、庚申塚変電所及び西尾久変電所）とする。買受人は対象都有施設に対して当局から買い受けた東京産水力発電由来の電気を供給する。

8.2 電気料金の構成

買受人が対象都有施設に東京産水力発電由来の電気を供給したことに対して当局が買受人に支払う対価（以下「電気料金」という。）の料金体系は、買受人が様式3-2及び様式3-3で提案した基本料金及び従量料金で構成されるものとする。

都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、従来、電気鉄道として負荷が移動するために2以上の需給地点において、常時電気の供給を1需給契約として受けている（以下「総合契約」という。）が、本公募においては、総合契約扱いとするかどうかは参加者からの提案によるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別途加算してよいが、燃料費等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

8.3 供給期間

令和6年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

8.4 供給条件

対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給は、買受人の小売供給に関する契約約款（以下「小売供給約款」という。）の規定に基づくことを原則とするが、当該規定

に定められていない条件がある場合及び当該規定とこの公募要項に記載されている条件との間に相違がある場合には、この公募要項に記載されている条件を優先して適用する。

8.4.1 東京産水力発電由来の電気的环境価値の取扱い

買受人が当局から買い受けた環境価値のうち、買受人が対象都有施設に供給した電力量に相当する環境価値は、当局に移転させなくてはならず、当該環境価値の対価は、当局が買受人に支払う電気料金に含まれるものとする。

なお、当該環境価値の当局への移転には 30 分同時同量は求めない。

8.4.2 対象都有施設の消費電力量

対象都有施設ごとの消費電力量の実績値を資料 2 に示す。ただし、消費電力量は、対象都有施設が供給期間中に実際に消費する電力量を保証するものではない。

8.4.3 供給期間中における対象都有施設の追加等への対応

8.4.3.1 自動車営業所庁舎改築工事への対応

自動車営業所庁舎改築工事（臨海支所）に伴い、1 引込み追加し、令和 6 年 8 月頃に既存引込みとの切替を行う。これに伴い、当局及び買受人は、切替が行えるよう供給条件等について協議を行うものとする。

8.4.3.2 対象都有施設の設備改修等による影響

対象都有施設において供給期間中に当局が行う設備改修等により設備容量に変更がある時であって、当局が認める場合は、当局及び買受人は供給条件等の変更について協議を行うものとする。

8.4.4 電気料金

8.4.4.1 電気料金の算定

電気料金は、買受人の小売供給約款で定める契約の単位で、請求対象となる月の使用電力量を基に、買受人が様式 3-2 及び様式 3-3 に記載した対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金を適用して計算される金額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する金額及び消費税等相当額を合計して算定する。

なお、燃料費等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

8.4.4.2 電気料金の請求・支払

ア 原則

買受人は、電気料金の請求対象となる月の請求書とその翌月の 10 日（当該日が東京都の休日に関する条例（以下「平成元年東京都条例第 10 号」という。）第 1 条に定める東京都の

休日に当たるときは、その翌日)までに当局に提出する。

当局は、当該請求書を受領した後、請求内容を確認し、異議がない場合には、請求書を受領した月の翌月の5日(平成元年東京都条例第10号第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日)までに、当該請求書に記載された電気料金を買受人に支払う(振込手数料が発生する場合には当局の負担とする)。ただし、買受人の責めに帰すべき事由により、当局が、請求書を請求対象となる月の翌月の10日(平成元年東京都条例第10号第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日)までに受領できなかった場合には、当局は、請求書を受領してから25日以内に(請求書を受領してから25日に当たる日が平成元年東京都条例第10号第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日までに)、請求内容に疑義がないことを確認し、請求された電気料金を買受人に支払う。

なお、都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、請求書のほか、検針票及び30分デマンドデータを提出すること。提出方法や提出期限等については、当局と買受人とで協議を行う。

イ 例外的な手続

買受人の小売供給約款に規定されている手続とアの手続との間に差異がある場合で当局が合理的に必要と認めるとき及び年末年始等の特殊な事情により例外的にアに定める期日を遵守できない場合は、買受人は、当局と別途協議して定めた手続に従って電気料金の請求手続を行うことができる。

9 その他の条件

9.1 記録の提出

当局は、東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年東京都条例第147号)第1条第1項第6号に基づき、都の施設及び都の区域内に電気の供給を行う小売電気事業者に電気を供給する。これについて、当局が確認を行うため、買受人は、次のアからエまでの書類を供給期間中の各年度が開始した後速やかに当局に提出しなければならない。ただし、ウについては、当局からの指示があれば、都度、提出すること。

- ア 供給期間中の各年度の4月1日時点における都の区域内の主な供給先及びその契約期間が記載された書類
- イ 買受人とその電気供給先との契約終了等により上記アの提出書類において都の区域内への供給が確認できない期間が生じる場合には、当該期間が開始するまでに、この期間における都の区域内への供給を確認できる別の書類
- ウ 当局から買い受けた環境価値について、その利用状況が確認できる書類
- エ 上記ア及びイのほか、当局から提出の指示を受けた書類又は当該書類で当局が確認したい事項を確認できる書類

9.2 法制度の変更に伴う対応

エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条に基づき、「第5次エネルギー基本計画（平成30年7月30日閣議決定）」が定められ、現在、小売電気事業者が負担している託送料金の一部を発電事業者が負担する発電側課金の導入が決定された。この発電側課金について、国が示すこととしているガイドラインに基づき、当局及び買受人は契約変更等の協議を行い、必要な額を買取料金に転嫁するものとする。

このため、本公募において買受人が提案する買取単価には、発電側課金相当額は含めないものとする。

9.3 環境価値の活用提案内容の実現

買受人は、供給期間中、様式4及び様式5に記載した提案内容を遅滞なく実施するよう努めなくてはならない。

なお、実施に当たっては当局と事前によく打合せを行うこと。

10 参加申込

10.1 期間

令和5年10月18日（水曜日）から同月31日（火曜日）午後4時まで

10.2 提出方法

提出書類は必ず10.3に記載の提出先に事前連絡の上、土日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に持参すること。期間を過ぎた場合は受理しない。

10.3 提出先

東京都 交通局 資産運用部 契約課 物品契約担当
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 26階
電話 03-5320-6063（直通）

10.4 提出書類

参加申込書（様式1）

なお、グループ参加においては、グループ参加の参加者全員分を提出すること。

10.5 参加資格確認結果の通知

当局は、参加申込書を提出した者に対し、参加資格の有無を令和5年11月6日（月曜日）までに通知する。

11 質問の受付・回答方法

11.1 質問の方法

公募要項等に関して質問事項がある場合は、質問票（様式6）に記載の上、電子メールにより11.3の宛先に送信すること。これ以外の方法（電話、訪問等）による質問は受け付けない。

なお、質問事項1件ごとに作成すること（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないこと）。

11.2 受付期間

令和5年11月7日（火曜日）から同月13日（月曜日）午後4時まで

11.3 提出先

メールアドレス：S2000015@section.metro.tokyo.jp

- (1) メール送信に際して、件名を「公募質問（電気の売却）」とすること。
- (2) 質問への回答は、令和5年11月20日（月曜日）午後5時までに、当局のホームページに掲載し、個別には回答しない。

また、参加申込の結果、参加資格有と通知を受けた参加者からの質問のみに回答する。

12 提案書類の提出

12.1 提案書類の提出期限

令和5年12月5日（火曜日）午前9時から同月11日（月曜日）午後4時まで

12.2 提出方法

提出書類は必ず12.3に記載の提出先に事前連絡の上、土日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に持参すること。期間を過ぎた場合は受理しない。

12.3 提出先

10.3のとおり

12.4 提出書類

- (1) 提案書（様式2）
- (2) 買取単価及び供給価格提案書等（様式3-1、様式3-2及び様式3-3）

供給価格については、対象都有施設に対して東京産水力発電由来の電気を供給する際に、対象都有施設ごとに適用される基本料金及び従量料金を様式3-2及び様式3-3で提案すること。

また、資料3に記載された基準需要電力量に当該基本料金及び当該従量料金を適用して算定した全ての対象都有施設等の年間電気料金の合計金額及び当該合計金額を資料3に記載された全ての対象都有施設の基準需要電力量の年間合計値で除して算定した1kWh当たりの単価について、様式3-1により提出すること。
- (3) 環境価値の活用提案書
 - ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法（様式4）

東京産水力発電由来の電気の環境価値の活用について、以下の①及び②を踏まえて具体的に提案すること。

また、類似の実績があれば、その概要が分かるように記載すること。ただし、参加者名が特定できるような企業名等を記載しないこと。

 - ① 当局から調達した電気及び環境価値のうち、対象都有施設に必要な環境価値を移転した後に手元に残存する電気及び環境価値を、都内の需要家に販売する方法
 - ② 電気及び環境価値が東京産水力発電由来であることを明示する方法
 - イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組（様式5）

東京産水力発電由来の電気そのものの認知を広め、又はその活用状況を周知するための取組について、具体的に提案すること。
- (4) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び計算書類の附属明細書（直近3会計年度分）

12.5 その他

- (1) 提出部数

提出書類は2部とし、1部ごとにA4ファイルにつづって提出すること。
- (2) 電子媒体

12.4の(2)、(3)及び(4)については、電子媒体（CD-R）でも提出すること。
- (3) グループ参加の場合、12.4の(1)、(3)及び(4)については、グループ参加の参加者全員分を提出すること。
- (4) 使用する言語は日本語、使用する数字はアラビア数字、使用する通貨は日本円と

する。

- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の内容は当局への提出後に変更することができない。
- (7) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、審査結果の公表及びその他当局が必要と認める場合は、無償で使用・公表できるものとする。
- (8) 提案書類は審査に当たり、複製する場合がある。
- (9) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加者が負うものとする。

1 3 買受人候補の選定

1 3.1 選定手続

当局は、別に設置する「多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却先選定に関するプロポーザル選定委員会」において審査を行い、買受人候補者を選定する。

1 3.2 審査方法

提出書類とヒアリングとにより、審査基準に基づき審査を行い、最高点となった者を買受人候補者として選定する。

なお、審査の結果、買受人候補者なしとすることもある。

1 3.3 ヒアリング

ヒアリングの日時及び場所は、当局が参加者に事前に通知する。ただし、参加者が多数となった場合には、提案書類による一次選考を行うこととし、一次選考を通過した参加者のみに対してヒアリングを実施する。

ヒアリングでは、参加者は提案書に基づく説明（10 分程度）を行うこととし、そのために参考資料を持参してもよい。

1 3.4 審査結果の通知

提案書を提出した参加者に対し審査結果を通知する。

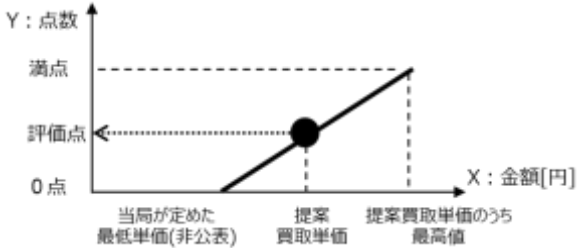
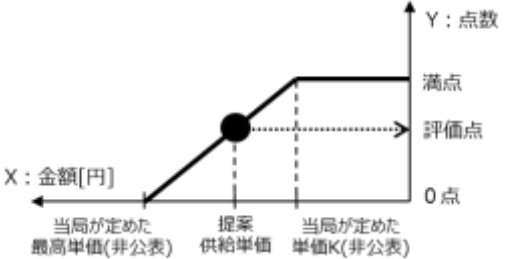
1 4 その他の留意事項

- (1) 審査結果の通知後、当局は買受人候補者と契約に向けた手続を行う。
- (2) 本公募の結果は、当局のホームページ等で公表する。
- (3) 提出書類は東京都情報公開条例の規定により開示することがある。
- (4) 本公募参加に係る諸費用は全て参加者の負担とする。

別添

審査基準

1 審査項目、審査内容及び配点

審査項目	審査内容	配点
買取単価	<p>○従量単価（全従量）の高さ</p> $\frac{\text{提案買取単価} - \text{当局が定めた最低単価 [非公表]}}{\text{提案買取単価のうち最高値} - \text{当局が定めた最低単価 [非公表]}} \times 60$  <p>※買取単価が最も高い者を満点とする。 ※当局設定の単価（非公表）未満となる場合は失格とする。</p>	60 点
供給価格	<p>○単価（B）の安さ</p> $\frac{\text{当局が定めた最高単価 [非公表]} - \text{提案供給単価}}{\text{当局が定めた最高単価 [非公表]} - \text{屈曲単価 K [非公表]}} \times 10$  <p>※提案供給単価（B）が当局の定めた単価（K）以下の場合は満点とする。 ※当局が定めた単価（非公表）を超える場合は失格とする。</p>	10 点
環境価値の活用	<p>ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○踏まえるべき事項①及び②について具体的に提案されているか。 ○提案された内容の実現性及び方法に問題は無いか。 <p>イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取組が具体的に提案されており、実現性に問題はないか。 ○提案された取組による効果は見込まれるか。 <p>※ア及びイについて具体的な提案がない場合は、失格とする。</p>	20 点
経営の安定性	<p>○本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。</p> <p>※一定の水準を満たさない場合は、失格とする。</p>	10 点
合 計		100 点

様式 1

令和 5 年 月 日

多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募への
参加申込書

東京都交通局長殿

住所

氏名

(連絡先担当者)

所属部署

氏名

電話番号

E-mail

- 1 本公募に参加を申し込みます。
- 2 公募要項 4 の参加者の資格の事項について相違ないことを誓約します。
- 3 公募要項 4 (6) の小売電気事業者の登録における登録番号は以下のとおり

登録番号	A				
------	---	--	--	--	--

※注意事項

- 1 住所・氏名は、令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、代表者以外は連絡先担当者の記入は不要。ただし、代表者となる事業者名を右上余白に明記すること。

様式 2

令和 5 年 月 日

提案書

東京都交通局長殿

住所

氏名

(連絡先担当者)

所属部署

氏名

電話番号

E-mail

公募要項 1 2. 4 の提出書類を添えて提出します。

※注意事項

- 1 住所・氏名は、令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、代表者以外は連絡先担当者の記入は不要。ただし、代表者となる事業者名を右上余白に明記すること。

様式 3-1

住所：

氏名：

買取単価及び供給価格提案書

<p>買取単価</p>	<p>1 kWh 当たりの東京産水力発電由来の電気の対価として当局に支払う価格 (環境価値の対価を含む。)</p> <p style="text-align: right;">〇〇. 〇〇円/kWh (消費税等相当額を除く。)</p> <p>※小数第 2 位まで記入する。</p>
<p>供給価格</p>	<p>資料 3 に記載された基準需要電力量を基に、様式 3-2 及び様式 3-3 に記載 した基本料金及び従量料金を適用して算定した、全ての対象都有施設の 1 年 間の電気料金の合計金額 (A)</p> <p style="text-align: right;">〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税等相当額を除く。)</p> <p>※再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めない。</p> <hr/> <p>(A) を、資料 3 に記載された全ての対象都有施設の基準需要電力量の年間 合計値 (11, 039, 480kWh) で除して得られる単価 (B)</p> <p style="text-align: right;">〇〇. 〇〇円/kWh (消費税等相当額を除く。)</p> <p>※小数第 3 位を四捨五入する。</p>

※注意事項

- 1 住所・氏名は、令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

様式 3-2 対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金（自動車営業所の基本料金及び従量料金）

黄色でハイライトされているすべてのセルに提案する価格を記入してください。なお、価格は小数第2位まで記載してください（ただし、小数点以下が「0」の場合は整数で記載ください）。

営業所番号	営業所名	月	基本料金 (税抜き)	従量料金(税抜き)																							
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-1	品川自動車営業所	4月																									
1-1	品川自動車営業所	5月																									
1-1	品川自動車営業所	6月																									
1-1	品川自動車営業所	7月																									
1-1	品川自動車営業所	8月																									
1-1	品川自動車営業所	9月																									
1-1	品川自動車営業所	10月																									
1-1	品川自動車営業所	11月																									
1-1	品川自動車営業所	12月																									
1-1	品川自動車営業所	1月																									
1-1	品川自動車営業所	2月																									
1-1	品川自動車営業所	3月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	4月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	5月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	6月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	7月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	8月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	9月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	10月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	11月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	12月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	1月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	2月																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	3月																									
1-3	渋谷自動車営業所	4月																									
1-3	渋谷自動車営業所	5月																									
1-3	渋谷自動車営業所	6月																									
1-3	渋谷自動車営業所	7月																									
1-3	渋谷自動車営業所	8月																									
1-3	渋谷自動車営業所	9月																									
1-3	渋谷自動車営業所	10月																									
1-3	渋谷自動車営業所	11月																									
1-3	渋谷自動車営業所	12月																									
1-3	渋谷自動車営業所	1月																									
1-3	渋谷自動車営業所	2月																									
1-3	渋谷自動車営業所	3月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	4月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	5月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	6月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	7月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	8月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	9月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	10月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	11月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	12月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	1月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	2月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	3月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	4月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	5月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	6月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	7月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	8月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	9月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	10月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	11月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	12月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	1月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	2月																									
1-5	小滝橋自動車営業所	3月																									

営業所番号	営業署名	月	基本料金 (税抜き)	従量料金 (税抜き)																							
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	4月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	5月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	6月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	7月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	8月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	9月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	10月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	11月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	12月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	1月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	2月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	3月																									
1-7	早稲田自動車営業所	4月																									
1-7	早稲田自動車営業所	5月																									
1-7	早稲田自動車営業所	6月																									
1-7	早稲田自動車営業所	7月																									
1-7	早稲田自動車営業所	8月																									
1-7	早稲田自動車営業所	9月																									
1-7	早稲田自動車営業所	10月																									
1-7	早稲田自動車営業所	11月																									
1-7	早稲田自動車営業所	12月																									
1-7	早稲田自動車営業所	1月																									
1-7	早稲田自動車営業所	2月																									
1-7	早稲田自動車営業所	3月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	4月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	5月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	6月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	7月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	8月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	9月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	10月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	11月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	12月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	1月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	2月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	3月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	4月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	5月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	6月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	7月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	8月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	9月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	10月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	11月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	12月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	1月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	2月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	3月																									
1-10	北自動車営業所	4月																									
1-10	北自動車営業所	5月																									
1-10	北自動車営業所	6月																									
1-10	北自動車営業所	7月																									
1-10	北自動車営業所	8月																									
1-10	北自動車営業所	9月																									
1-10	北自動車営業所	10月																									
1-10	北自動車営業所	11月																									
1-10	北自動車営業所	12月																									
1-10	北自動車営業所	1月																									
1-10	北自動車営業所	2月																									
1-10	北自動車営業所	3月																									

営業所番号	営業署名	月	基本料金 (税抜き)	従量料金 (税抜き)																							
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-11	北自動車営業所練馬支所	4月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	5月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	6月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	7月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	8月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	9月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	10月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	11月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	12月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	1月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	2月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	3月																									
1-12	千住自動車営業所	4月																									
1-12	千住自動車営業所	5月																									
1-12	千住自動車営業所	6月																									
1-12	千住自動車営業所	7月																									
1-12	千住自動車営業所	8月																									
1-12	千住自動車営業所	9月																									
1-12	千住自動車営業所	10月																									
1-12	千住自動車営業所	11月																									
1-12	千住自動車営業所	12月																									
1-12	千住自動車営業所	1月																									
1-12	千住自動車営業所	2月																									
1-12	千住自動車営業所	3月																									
1-13	南千住自動車営業所	4月																									
1-13	南千住自動車営業所	5月																									
1-13	南千住自動車営業所	6月																									
1-13	南千住自動車営業所	7月																									
1-13	南千住自動車営業所	8月																									
1-13	南千住自動車営業所	9月																									
1-13	南千住自動車営業所	10月																									
1-13	南千住自動車営業所	11月																									
1-13	南千住自動車営業所	12月																									
1-13	南千住自動車営業所	1月																									
1-13	南千住自動車営業所	2月																									
1-13	南千住自動車営業所	3月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	4月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	5月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	6月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	7月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	8月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	9月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	10月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	11月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	12月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	1月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	2月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	3月																									
1-15	江東自動車営業所	4月																									
1-15	江東自動車営業所	5月																									
1-15	江東自動車営業所	6月																									
1-15	江東自動車営業所	7月																									
1-15	江東自動車営業所	8月																									
1-15	江東自動車営業所	9月																									
1-15	江東自動車営業所	10月																									
1-15	江東自動車営業所	11月																									
1-15	江東自動車営業所	12月																									
1-15	江東自動車営業所	1月																									
1-15	江東自動車営業所	2月																									
1-15	江東自動車営業所	3月																									

営業所番号	営業所名	月	基本料金 (税抜き)	従量料金(税抜き)																									
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00		
1-16	江戸川自動車営業所	4月																											
1-16	江戸川自動車営業所	5月																											
1-16	江戸川自動車営業所	6月																											
1-16	江戸川自動車営業所	7月																											
1-16	江戸川自動車営業所	8月																											
1-16	江戸川自動車営業所	9月																											
1-16	江戸川自動車営業所	10月																											
1-16	江戸川自動車営業所	11月																											
1-16	江戸川自動車営業所	12月																											
1-16	江戸川自動車営業所	1月																											
1-16	江戸川自動車営業所	2月																											
1-16	江戸川自動車営業所	3月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	4月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	5月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	6月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	7月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	8月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	9月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	10月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	11月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	12月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	1月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	2月																											
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	3月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	4月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	5月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	6月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	7月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	8月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	9月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	10月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	11月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	12月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	1月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	2月																											
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	3月																											
1-19	深川自動車営業所	4月																											
1-19	深川自動車営業所	5月																											
1-19	深川自動車営業所	6月																											
1-19	深川自動車営業所	7月																											
1-19	深川自動車営業所	8月																											
1-19	深川自動車営業所	9月																											
1-19	深川自動車営業所	10月																											
1-19	深川自動車営業所	11月																											
1-19	深川自動車営業所	12月																											
1-19	深川自動車営業所	1月																											
1-19	深川自動車営業所	2月																											
1-19	深川自動車営業所	3月																											
1-20	有明自動車営業所	4月																											
1-20	有明自動車営業所	5月																											
1-20	有明自動車営業所	6月																											
1-20	有明自動車営業所	7月																											
1-20	有明自動車営業所	8月																											
1-20	有明自動車営業所	9月																											
1-20	有明自動車営業所	10月																											
1-20	有明自動車営業所	11月																											
1-20	有明自動車営業所	12月																											
1-20	有明自動車営業所	1月																											
1-20	有明自動車営業所	2月																											
1-20	有明自動車営業所	3月																											

様式 3-3 対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金（都電荒川線関連施設の基本料金及び従量料金）

黄色でハイライトされているすべてのセルに提案する価格を記入してください。なお、価格は小数第2位まで記載してください（ただし、小数点以下が「0」の場合は整数で記載ください）。

番号	営業署名	月	基本料金 (税抜き)	従量料金 (税抜き)																							
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	4月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	5月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	6月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	7月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	8月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	9月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	10月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	11月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	12月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	1月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	2月																									
2-1	荒川電車営業所・保守庁舎	3月																									
2-2	庚申塚変電所	4月																									
2-2	庚申塚変電所	5月																									
2-2	庚申塚変電所	6月																									
2-2	庚申塚変電所	7月																									
2-2	庚申塚変電所	8月																									
2-2	庚申塚変電所	9月																									
2-2	庚申塚変電所	10月																									
2-2	庚申塚変電所	11月																									
2-2	庚申塚変電所	12月																									
2-2	庚申塚変電所	1月																									
2-2	庚申塚変電所	2月																									
2-2	庚申塚変電所	3月																									
2-3	西尾久変電所	4月																									
2-3	西尾久変電所	5月																									
2-3	西尾久変電所	6月																									
2-3	西尾久変電所	7月																									
2-3	西尾久変電所	8月																									
2-3	西尾久変電所	9月																									
2-3	西尾久変電所	10月																									
2-3	西尾久変電所	11月																									
2-3	西尾久変電所	12月																									
2-3	西尾久変電所	1月																									
2-3	西尾久変電所	2月																									
2-3	西尾久変電所	3月																									

様式 4

住所：

氏名：

環境価値の活用提案書

(ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法)

(記入は横書きとし、使用するフォントは原則 10.5 ポイントとする。)

(公募要項 1 2. 4 (3) ア①及び②の点について触れて提案すること。)

※注意事項

- 1 住所・氏名は、令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

様式 5

住所：

氏名：

環境価値の活用提案書

(イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組)

(記入は横書きとし、使用するフォントは原則 10.5 ポイントとする。)

※注意事項

- 1 住所・氏名は、令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

様式6

質問票

事業者名	
担当者	
連絡先	TEL E-mail

※ 質問事項1件ごとに記入してください。

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内 容	